

# 藤田医科大学における成績の確認及び不服申立に関する規程

令和6年規程第18号

施行 令和6年7月1日

## (目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学（以下、本学という）の医学部、医療科学部及び保健衛生学部（以下、各学部という）のいずれかの学士課程に在籍する学生（以下、学生という）からの、本学において履修するすべての科目の成績に係る確認及び不服申立てに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (成績に対する確認)

第2条 学生は、成績に対して確認すべき事項がある場合は、シラバスに記載された次の各号に掲げる科目の担当教員又は科目責任者（以下、合わせて担当教員等という）に対し、成績の確認を求めることができる。

- (1) 医学部 担当教員
- (2) 医療科学部 科目責任者
- (3) 保健衛生学部 科目責任者

2. 成績の確認は、所定の成績評価確認書（様式1。以下、確認書という）を次条各号に掲げる自らが在籍する学部の担当事務に対し、提出することにより行う。

## (担当事務)

第3条 前条に定める成績の確認の受付、第6条に定める不服申立て及びその他の事務は、次の各号に掲げる部門（以下、担当事務という）が行う。

- (1) 医学部 大学事務局学務部医学部学務課
- (2) 医療科学部 大学事務局学務部医療科学部学務課
- (3) 保健衛生学部 大学事務局学務部保健衛生学部学務課

## (確認依頼受付期間)

第4条 担当事務において第2条に定める成績の確認を受け付ける期間（以下、受付期間という）は、次の各号に掲げる事由ごとに、当該各号に掲げる日数以内（藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号）第10条第1項第1号乃至第4号に掲げる休業日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下、次条第1項各号及び第7条において同じ）とする。

- (1) 確認を求める成績が卒業又は進級の判定に関わる場合 成績開示日から起算して3日以内
- (2) 3月1日以降に開示された成績に関する確認の場合 成績開示日から起算して3日以内
- (3) その他の成績の確認の場合 成績開示日から起算して5日以内

## (確認に伴う措置)

第5条 第2条に定める確認依頼を受けた担当教員等は、原則として、次の各号に掲げる

日数以内に確認を結果回答する。ただし、回答をすることができない相当の理由がある場合は、この限りでない。

(1) 確認を求められた成績が卒業又は進級の判定に関わる場合 3日以内

(2) 3月1日以降に開示された成績に関する確認の場合 3日以内

(3) その他の成績の確認の場合 7日以内

2. 前項の回答は、成績の確認をしている学生に対し、所定の回答書を、担当事務を経由して送付する方法により行う。

3. 前項にかかわらず、担当教員等は自身の判断により、当該学生に対し直接確認結果を回答することができる。ただし、当該回答を行う担当教員等は、担当事務に対し回答内容及び回答日を通知しなければならない。

4. 担当教員等は、確認の結果に基づき、成績を変更することができる。

5. 担当教員等は、前項に定める成績の変更を行うときは、当該措置の内容及びその理由を記録するとともに、担当事務に対し報告しなければならない。

(不服申立て)

第6条 前条の確認結果の回答を受領した学生は、当該回答に不服がある場合において、その不服が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、所定の成績評価不服申立書(様式2。以下、不服申立書という)を、担当事務を経由して、当該学生が在籍する学部の長(以下、学部長という)に対し提出することにより、不服を申立てることができる。

(1) 履修していない科目の成績が記載されている等、成績評価に明らかに誤記入があると疑われる場合

(2) 履修登録をしている科目の成績が記載されていない等、明らかに成績評価に不備がある場合

(3) シラバスに記載された到達目標、評価方法及び成績評価基準に照らし合わせて、明らかに異なった方法により評価されている等の疑義がある場合

(4) その他成績の疑義について合理的かつ客観的に根拠を明示できる場合

2. 前項にかかわらず、当該年度の3月1日以降に開示された成績であって進級判定に係るものについては、第2条に定める確認の手続きを省略し不服申立ての手続きを行うことができる。

(不服申立て受付期間)

第7条 前条に定める不服申立ての受付期間は、当該学生が第5条による回答を受領した日(前条第2項にあっては、成績開示日)から起算して、3日以内とする。

(審査)

第8条 学部長は、不服申立てが第6条第1項各号に掲げるいずれかの事由に該当し、受理することを認めたときは、当該不服申立てに係る審査委員会(以下、審査委員会という)を設置し、当該不服申立てに係る審査を行うよう指示する。

2. 学部長は、当該不服申立てが、第6条第1項各号に該当せず、不服申立てを却下する

場合は、当該学生に対し、速やかに担当事務を経由して書面により通知する。

3. 第1項に定める審査委員会の構成及び運営については、別に定める。

(審査結果の報告及び対応)

第9条 審査委員会は、前条第1項に定める学部長からの指示を受けたときは、当該不服申立てに係る審査を行う。

2. 審査委員会は担当教員等に対し、当該学生に係る成績について意見の聴取を行うものとし、担当教員等は審査委員会に対し、意見を述べることができる。

3. 審査委員会は、不服申立てに係る審査を行ったときは、学部長に対し、速やかに書面により当該審査の結果を報告しなければならない。

4. 学部長は、前項に係る審査の結果について、教授会に対し意見を求め、教授会は当該審査の結果を審議の上、速やかに意見を述べるものとする。

5. 学部長は、不服申立てを行った学生及び担当教員等に対し、審査の結果を、担当事務を通じて書面により通知する。この場合において、成績を変更する必要がある場合は、担当教員等に対し成績を変更する措置を行わせるものとする。

6. 前項の通知は、当該学生及び当該担当教員等の双方の同意があった場合に限り、電子メールに代えることができる。

(学長に対する報告)

第10条 学部長は学長に対し、前条に定める不服申立ての審査の経過及び結果を、速やかに報告しなければならない。

(再度の不服申立ての禁止)

第11条 学生は、第9条第5項の結果に対して、再度の不服申立てをすることはできない。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、大学事務局学務部にて行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、全学教学運営委員会の議を経て、学長の決定による。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

同日、藤田医科大学医学部における成績の確認及び不服申立に関する規程（令和5年規程第8号）は廃止する。